

有機 JAS マークが付された有機農産物等に「organic」等と表示してスイス連邦へ輸出することが可能となることについて

平成 24 年 7 月 1 日より、スイス連邦(以下「スイス」という。)は、我が国の有機 JAS 制度をスイスの有機制度と同等と認め、スイスで販売する有機食品を生産できる国のリストに日本を追加します。このことにより、有機 JAS マークが付された有機農産物等に「organic」等と表示してスイスへ輸出できるようになります。

1. 概要

平成 24 年 7 月 1 日より、スイスで販売する有機食品を生産できる国のリスト(有機同等国リスト)に日本が追加されます。これにより、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和 25 年法律第 175 号、通称「JAS 法」)に基づき有機 JAS マークが付された有機農産物及び有機農産物加工食品(原材料も含めて日本で生産されたもの)については、有機同等国リストに掲載された登録認定機関による証明書を付ければ、スイスに「organic」等と表示して輸出できるようになります。

2. 日本に関する有機同等国リストの内容

有機同等国リストに掲載される日本に関する内容は以下のとおりです。

1. 製品区分

有機農産物及び有機農産物加工食品

2. 原産地

日本で生産された有機農産物及び有機農産物加工食品(その原材料も日本国内で生産されたもの)

3. 生産基準

有機農産物の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号)

有機加工食品の日本農林規格(平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1606 号)

4. 権限当局

農林水産省 消費・安全局 表示・規格課及び独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

5. 登録認定機関(証明書発行機関)

NPO 法人 兵庫県有機農業研究会
株式会社 アファス認証センター
NPO 法人 鹿児島県有機農業協会
NPO 法人 日本有機農業生産団体中央会
NPO 法人 日本オーガニックアンドナチュラルフーズ協会
エコサート・ジャパン 株式会社
日本認証サービス 株式会社
有限会社 オー・シー・アイ・エー・ジャパン
海外貨物検査 株式会社
NPO 法人 有機農業推進協会
NPO 法人 エイサック
NPO 法人 環境保全米ネットワーク
NPO 法人 おおいた有機農業研究会
社団法人 全国愛農会
SGS ジャパン 株式会社
NPO 法人 愛媛県有機農業研究会
株式会社 エコデザイン認証センター
NPO 法人 有機農業認証協会
NPO 法人 日本生態系農業協会
財団法人 広島県環境保健協会
株式会社 北海道有機認証センター
株式会社 オーガニック認定機構

6. 有効期限

2013 年 6 月 30 日

3. 参考

- ・ スイスの有機同等国リストに掲載されている国（平成 24 年 6 月 29 日現在）

アルゼンチン、オーストラリア、コスタリカ、EU 加盟国、インド、イスラエル、
ニュージーランド、チュニジア

お問い合わせ先

消費・安全局表示・規格課

担当者：国際業務班 内田、堀内

代表：03-3502-8111（内線 4481）

ダイヤルイン：03-6744-7139

FAX：03-6744-0569

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>